

議長／皆さん、おはようございます。

会議に入ります前に、執行部並びに議員の皆さんにお願いを申し上げます。

今回の豪雨災害におきまして、3名の方が市内で被災され、お亡くなりになりました。

犠牲となられました方に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、心よりの御冥福をお祈りいたしまして、黙祷をささげたいと思います。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙祷。

お直り、御着席ください。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました、諮問第2号から諮問第6号までの5件並びに、議員から提出されました意見書第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1. 第56号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び日程第2. 第57号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

以上の2議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第56号議案に対する報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／皆さん、おはようございます。

本委員会に付託されました第56号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果を御報告いたします。

本議案は、成年被後見人、被保佐人の人権を尊重し、成年被後見人等であることを理由に不当に差別をされないよう職種や資格、営業許可等から一律に排除する欠格条項等それらの権利の制限に係る措置の適正化を図るためのものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 57 号議案に対する報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／本委員会に付託されました第 57 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を御報告いたします。

本改正は、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した軽自動車について、軽自動車税の環境性能割の税率を 1 % 軽減する改正であるとの説明を受けました。

また、新車登録から 13 年を経過した軽自動車に対する軽自動車税の種別割の重課税率を当分の間継続する改正であるとの説明を受けました。

また、子どもの貧困対策として、前年の合計取得金額が 135 万円以下である単身児童扶養者の方に対して、市民税が非課税になる改正であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 56 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 56 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 57 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 57 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3. 第 58 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び、日程第 4. 第 59 号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例の 2 件を一括議題といたします。

以上 2 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 58 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 58 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

す。

本改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）の一部改正に伴うもので、具体的には、特定地域型保育事業に求められる特定教育・保育施設との連携要件の緩和、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付の創設による給付名称等の変更、教育・保育施設により、副食費の免除要件を新たに規定したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第59号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第59号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、住民基本台帳法施行令の改正により、住民票及びマイナンバーカードに旧氏を併記することが可能になり、併せて、本人の届け出によって印鑑登録においても旧氏の使用が可能になるとのことでございました。

施行日は、本年11月5日としたいという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 58 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 58 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 59 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 59 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第 60 号議案 武雄市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例  
及び、日程第 9. 第 67 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算(第 1 回)までの  
5 件を一括議題といたします。

以上の5議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過、結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第60号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／皆さん、おはようございます。

本委員会に付託されました第60号議案 武雄市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、既設の道路、新設の道路における自転車通行空間確保のため、道路構造令の改正が行われ、新たに「自転車通行帯」の設置要件が規定されたことに伴うものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第63号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第63号議案 平成30年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

平成30年度武雄市水道事業会計決算による1億137万6,106円の純利益を前年度と同様に、その全額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいとのことでした。

また、平成30年度決算時点の未処分利益剰余金2億7,932万9,236円を資本金に組み入れたいと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 64 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 64 号議案 平成 30 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

平成 30 年度武雄市下水道事業会計決算の純利益は 1 億 5,544 万 2,120 円であるが、資本的収支には不足が生じているため、純利益の一部を資本的収支の一部に充てる。

平成 30 年度予算で、当年度利益剰余金のうち 1 億円を減債基金に積み立てることとしているため、減債基金へ積み立て、そのうち 9,224 万 6,298 円を取り崩し資本金に組み入れたいとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 66 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 66 号議案 令和元年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

支出では、九州新幹線複線化工事に伴う給配水管布設替工事費として 2,200 万円を補正するものでした。

この歳出に伴い、歳入では受託工事収益にて、減耗分を除く 1,320 万円が計上されてきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 67 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 67 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水の機器更新のための予算の組み換え、県道武雄福富線の道路改良工事の変更による増額が主なものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 60 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。



（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 63 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 63 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 64 号議案に対する討論を求めます。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 64 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 66 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 66 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 67 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 67 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 第 65 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

本議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／本委員会に付託されました第 65 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入では、19 款 2 項 2 目「公共施設整備基金繰入金」の 4 億 9,000 万円及び 9 目「財政調整基金繰入金」の 2 億円について、ともに繰越金を活用して繰り戻しをしているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 65 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

社会福祉総務費では、在宅（？）の認知症高齢者や障がい児者が、偶発的な事故によって損害賠償責任を負った場合に補償する保険に、市が保険契約者として加入するとして、1 人当たり 1,400 円の保険料を、対象見込み 180 人分として、25 万 2,000 円が計上されておりました。

180 人の人選について委員から質問があり、安心登録制度に登録した方で、本人あるいは家族の申し出で保険をかけることができること、またこの制度に登録してもらうことで、警察と情報を共有することになるため、行方不明になったときにはスムーズな捜索活動や早期発見につながると説明を受けました。

児童福祉施設費では、本議会第 58 号議案に関連した教育・給付事業として、本年 10 月から無償化する幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育にかかる保育料等の給付費 9,900 万 7,000 円と、認可外保育施設等の預かり、幼稚園の預かり保育が対象となる子育てのための施設等利用給付費 2,418 万 9,000 円などが計上されており、これらの一部は国・県の負担金及び補助金で充当され、あわせて、無償化に伴う財源の不足分として子ども子育て支援臨時交付金 6,605 万 4,000 円が交付されるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／(6)ページの認知症高齢者の保険のことですけれども、私からすればちょっと少ない人数が設定されているように思うんですけれども、その辺の増加したときの話とか、そういうのがなかったかということについてお聞きします。

上田福祉文教常任委員長／ありがとうございます。

先ほど御説明したとおり、安心登録制度に登録した方で、本人あるいは家族の申し出で保険をかけることができるということで説明を受けましたので、その人数の増減等々については、委員会としては協議しておりません。

議長／質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 65 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものを申し上げます。

「有害鳥獣処理対策事業補助金」は、有害鳥獣駆除で捕獲したイノシシなどを約 30%に減容し、肥料化を行い、捕獲した有害鳥獣の更なる有効活用と循環型社会を目指すため、減容施設の設置について、市が単独で補助を行うものでした。

また、6 款 1 項 3 目 19 節負担金補助及び交付金の農業用給水施設整備事業補助金は、認定新規就農者に対し、農業経営用給水施設の整備に必要な経費に対し、補助金を交付するものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

ここで、第 65 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 65 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 65 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11. 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第 15. 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの 5 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

諮問第 2 号から諮問第 6 号までの人権擁護委員候補者の推薦について、一括して御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日をもって 5 名の委員の任期が満了し、退任されることに伴い、その後任として新たに、山口松美氏、諸岡隆裕氏、小野正貴氏、松尾文雄氏及び郡正法氏の 5 名の方を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の方々の経歴につきましては、それぞれ添付しております資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

議長／諮問第2号から諮問第6号までの5件に対する一括質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第2号から諮問第6号までの5件については、所管の常任委員会付託を省略いたしたい  
と思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号から諮問第6号までの5件については、所管の常任委員会付託を省略い  
たします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、諮問第2号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと  
思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって諮問第2号、すなわち山口松美氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議

なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第3号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって諮問第3号、すなわち諸岡隆裕氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第4号に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって諮問第4号、すなわち小野正貴氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第5号に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって諮問第5号、すなわち松尾文雄氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第6号に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって諮問第6号、すなわち郡正法氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第16. 意見書第2号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

4番 山口 等議員

山口 等議員／意見書第2号 「新たな過疎対策法の制定を求める意見書」の提出を代表いたしまして、趣旨説明をいたします。

本市北方町は、昭和45年、過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、合併後も過疎地域自



立促進特別措置法による地域指定を受け、現在まで4次にわたる特別措置法により、総合的な過疎対策事業が実施されてきましたが、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の措置法（？）は令和3年3月末をもって失効することとなっております。

しかし、昨今の地方交付税の削減の中、地域振興を図るために、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であり、かつ、合併市町にある旧過疎地域を含めた総合的な過疎対策を充実・強化させる必要があることから、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。以上、趣旨説明とさせていただきます。

なお、記載の大臣名は委員会開催時の大臣名を記載しております。

昨日、新内閣が発足されておりますので、提出の際は新しい大臣宛てに提出することと申し添えます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、意見書第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、議決されました意見書第2号は、明記されております先ほど委員長から報告がありましたように各関係機関へ送付させていただきます。

日程第17. 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和元年9月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。